様式第４号（第３条関係）

誓　　　　約　　　　書

　指定排水設備工事事業者申請者（及びその役員）は、佐倉市下水道条例第５条の４第１項第４号アからエのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

　　年　　月　　日

申請者

氏名又は名称

住　　　　所

代表者氏名

（宛先）佐倉市上下水道事業管理者

（佐倉市下水道条例（抜粋）

（指定の基準）

条例第５条の４　管理者は、前条の規定による申請をした者が次の各号に掲げる基準のいずれにも該当するときは、指定工事店の指定をするものとする。

1. 排水設備等の新設等の工事に必要であると管理者が認める設備及び機材を有していること。
2. 千葉県内に事務所を置いていること。
3. 事務所に管理規程で定める責任技術者を１人以上専属して配置していること。
4. 次のいずれにも該当しない者であること。

ア　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

イ　第５条の７の規定により指定工事店の指定を取り消され、当該取り消された日から２年を経過しない者

ウ　精神の機能の障害により排水設備等の新設等の工事の事業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

エ　法人であって、その業務を行う役員のうちにアからウまでのいずれかに該当する者があるもの

（備考）この用紙の大きさは、日本産業規格Α列４番とすること。